平成２８年第５回香美市農業委員会議事録

１．開催日時　平成２８年５月６日（金）１５時０１分から１５時３８分

２．開催場所　香美市役所　３階会議室

３．出席委員　（19名）

会長　19番 原　心一

会長職務代理　３番 公文　久郎　５番 森安　正

委員　１番 三谷　富重　２番 大岸　高晴　４番 三木　克司　６番 水田　義郎
７番 上島　陽子　８番 岡田　修一　９番 村田　正博　10番 宗石　和彦
11番 横山　実男　12番 西岡　久　13番 堤　昭雄　14番 西村　広幸
15番 小松　和啓　16番 門脇　節夫　17番 山崎　彰　18番 小松　源一

４：欠席委員　（0名）

５．議事日程

第１　議事録署名人の指名

第２　議案　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
第２号　香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第３号　香美市農業委員会規定の一部改正について
第４号　その他の件

６．農業委員会事務局職員

事務局長　佐々木　寿幸
事務次長　西村　安史
農地主幹　井上　和佳
農地主幹　山中　詩麻
農地係長　伊井　英智

７．会議の概要

開　会（１５時０１分）

事務局　定刻になりましたので、平成２８年第５回農業委員会を開催いたしたいと思います。まず、会長のほうからご説明をいたします。

議　長　それでは定刻になりましたので、ただいまより本日の会議をすすめたいと思います。ええ、今日はちょっとこう肌寒いこう雨も降って、また、なんといいますか風があって　あのう、皆様もご承知のとおり熊本におきましてはですね、大変な震災で今なおまだ余震が続くというようなことでですね、大変ご苦労されているということで聞いています。あのう、新聞紙上でも皆様方ご存知だと思いますけれど、農業に対しての被害額が１千億円を超え、そして、農地も荒廃というか作れないところが１７５ヘクタールを超えておるという風なことで、まあ甚大な被害がでています。高知県におきましてもですね、東南海・南海地震等が色々と近いと言われていますので、まあ家の倒壊等についてはですね、それぞれ耐震化をし、またあのなんといいますか、ああ、部屋の中に置く家具等についてもですね、固定をしておく、強くすべきという意識をもたされました。

まあ、あのう、そこで県の農業会議のほうからはですね、熊本地震についての募金のガイドみたいな文書がきております。ええ、本日はあとに懇親会もありますので用意をしておりませんが、また次回の会議は募金のなんかこしらえをさせていただいてですね、是非皆様方にもご無理なお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ええ、今日は日程的にですね、３時から定例の会ですけれども、皆様のご承知のとおり案件が非常に少ないですので、まあ、あんまり時間がかからないとは思いますが。

今日は、新しい体制になったという風な事で、県の農業会議のほうから田中さんに、まあ、若干色々新しい取組み等があればその説明もいただき、また、新人の皆さん方もおいでますので、まあ、農業会議から、農業委員会に関するご説明をいただくとう風なことになっておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは本日の会を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

欠席者はいません。ええ、本日の議事録の署名人につきましては、３番公文さん、４番三木さんにお願いしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案に沿いまして順次第１号議案から進めたいと思います。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についての説明を事務局よりお願い致します。

事務局　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についての説明をします。

１番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町影山字ミヨトキ１３２番１、地目は田、面積は６７９㎡、外１筆、計２筆で合計８４０㎡、譲受人耕作面積は５，０１７㎡で、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転の売買、１０a 当たり２００，０００円、総額１６８，０００円です。資料１です。

２番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町大後入字ヲゝマエ１４８番、地目は畑、面積は１４６㎡、譲受人の耕作面積は９，４４６㎡で、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転の贈与、資料は２です。

３番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は香北町有瀬字ワサダ５番、地目は田、面積は２３１㎡、譲受人の耕作面積は１４，４２８㎡で、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転の売買、１０a 当たり２１０，０００円、総額５０，０００円で、資料は３です。

４番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は香北町永野字木原大井ノ下１５７１番１、地目は畑、面積は３０㎡、外１筆で計２筆、合計２９３㎡、譲受人の耕作面積は１４，４２８㎡で、譲渡理由は営農資金、譲受理由は相手方の要望、権利の種類は所有権移転の売買、１０a 当たり２０４，７７８円、総額６０，０００円で、資料は４です。

５番、申請者、[redacted]、[redacted]、申請地は、香北町谷相字女夫岩１８４６番１、地目は田、面積４４９㎡、他４筆で計５筆、合計８８５㎡、申請者の耕作面積は１４，４２８㎡、譲渡理由は営農資金、譲受理由はその他、貸付金回収、権利の種類は所有権移転の売買、１０a 当たり３４０，０００円で、総額３００，０００円で、資料は５です。

６番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は香北町岩改字尻高２３１０番１、地目は田、面積８７３㎡、外２筆で計３筆、合計２，５３２㎡、譲受人の耕作面積は８１，２２８．９９㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は、所有権移転の売買、１０a 当たり１５０，０００円、総額３７９，８００円、資料は６です。

７番、譲渡人、[redacted]、[redacted]、譲受人、[redacted]、[redacted]、申請地は物部町五王堂字神ノ前２７６番、地目は田、面積は６９㎡、譲受人の耕作面積は３，３７６．５４㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転の売買、１０a 当たり５０

０，０００円、総額３４，５００円、資料は７です。
農地法第３条第２項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも許可の要件には該当しないものと思われます。以上です。

議　　長　　はい、以上、説明終わりましたが、ただ今より質疑を行いたいと思いますが何かご質問はありませんか。

事務局　　補足説明があります。

議　　長　　はい、補足説明どうぞ。

事務局　　番号３、４、５について補足説明をさせていただきます。３件とも平成２８年第３回の農業委員会で保留になっていた案件です。資料の８－１から８－６をご覧下さい。[redacted]氏の所有農地については、前回の委員会のときは草刈り等の管理が行き届いてない農地がありました。今回、４月１９日・２０日と農業委員と事務局が現地を確認しております。それがええ右の写真になっています。届出のあったですね、非耕作地以外につきましては全て保全管理が行われていました。非耕作地については条件不利致であるため耕作できない状況です。
番号５につきましては、高知簡易裁判所において、平成２２年の土地引渡し等請求事件により、農地法第３条の規定による所有権移転の勝訴の判決が言い渡されております。現在、この申請農地には、ユズが作付けされておりますが、この件につきまして譲受人から誓約書が提出されております。原文をそのまま読まさていただきます。
「香美市農業委員会　会長様　平成２８年４月１５日 [redacted] 誓約書 [redacted]氏ユズの件に関して下記のとおり誓約致します。標記の件、[redacted]氏の不良行為により長い間苦しめられましたが、考えてみるに、定職についていなかった事が最大の原因だと思われます。それで出来たら強制執行は避けたい気持ちで一杯ですが、話がつかなければ執行もやむを得ないと考えております。その折は、ユズを強制撤去して荒らさないように誠実に管理いたします。以上」
という内容の誓約書が提出されております。以上のことを踏まえたうえで判断をお願いいたします。

議　　長　　はい、ほかにないでしょうか。

―― 質疑・意見なし ――

議　　長　　はい、ええ、以上補足説明まで終わりました。あのう、香北町にメインの農地があるわけですので、まあ、香北の方もですね委員さんと、また事務局の方と現地に入られてですね、ええ、草刈の管理状況を調査をしていただいたものです。
山田のほうにつきまして、曽我部川のほうでですね、そういう土地がありまして、まあ、あのう、前任者の中西幸四郎君からですね、私のほうに電話があって、中西さんは、まあ、耕作不適地といいますか、周辺がもう全部谷の底のような所に１箇所ありまして、周辺がもう全然管理されていないとゆうような所もあって、その１角にまあ[redacted]さんがもっちゅう土地があるわけですけども、そこはどうも草刈りをできないという事の判断を本人も知ってましたし、私たちもその現場へ入ってですね、ええ、その土地までは行けませんでした。上の方から十分に見渡せる所ですが、上から確認をさせていただいて周辺も耕作放棄になっちゅうというようなことで、ええ、それはいたしかたがないだろうという判断をさせていただいてます。また、私としてはそういう判断のもとに、まあ、他のところ、その他のところについてはですね、まあ、結構おっきい木も伐採をしたり、それから竹が沢山生え込んできておる畑についてもですね、竹も現在は切られており

ます。まあ、今後、その土地をどういう風に管理をしていくかについてはですね、今のところこれから先もずっとやってくださいねと言ってもですね、年齢的なこともあるだろうしよね、そこは確約はとれませんけれども、まあ現在はそういう状況ですので一応報告しておきます。

委員（５番）　はい。

議　　長　はい、どうぞ。

委員（５番）　私も、あの、[redacted]さんの今まで農地パトロールらあでも気にかかって、本人にも話したことがありますが、先日あの、事務局の山中さんと永野についてはまいました。まあ、あの、本人でなしに人を雇って刈ったりして、まあ、とりあえずは草刈りは済んでおると。まあ、将来は不安な面もありますけんど、もうこの程度やったら認めざるを得まいという考えて事務局に話しました。

議　　長　はい、どうも、ありがとうございました。ご苦労様でした。他にはみんなございませんか。

委員(16番)　はい。

議　　長　はい、どうぞ。

委員(16番)　同感です。同じ意見です。

議　　長　はい。

事 務 局　少し補足説明させていただきます。裁判がありまして、あのう、判決によりまして、その[redacted]さんの分でございますけれども、あのう、裁判の結果に基づきましてうちの顧問弁護士、和田弁護士のほうに農業委員会として相談をしまして、まあ、どのような形で農業委員会として進めていけばいいのかというご指導をいただきました。その中では、やはりその判決には従うようにということと同時に、耕作放棄地を有しているかということが、農地の所有する条件である以上はやっぱりそこら辺はきちっと対応していただくべきだろうと。ただまあ、係争地、もうすでに係争地でなくなってるんですが、係争地におけるユズの件につきましては、先ほどあのう次長の方から読み上げましたように誓約書のようなものを一筆書いておいていただければ、それは一定有効にはなるであろうという判断を弁護士のほうにいただきまして、今回のこの誓約書を作っていただいております。以上でございます。

議　　長　はい、色々と説明がありましたけれど、なんか他にご質問ありませんかね。格段ありませんか。すみません、１番のそのため池っていうのがあるがですよね。写真が添付されてますのでなんですが、まあ写真を見るまでは、ひょっとため池やったら公共性のものがありゃあせんろうかなあというふうな判断をしたんですけど、そういう問題は全然ないがですかね。

事 務 局　現地を確認したところ、ユンボで整地しているようであり、畑と確認いたしました。

議　　長　はい、わかりました。まあ、あのひょっとここがほら池やってやね、周辺の田んぼへ水が入ったりするがで、やったら公共性があるき、まあ、ひょっと個人的なことではいかんじゃないかなと思うたけど、写真を見るとですねそ言ういう問題もないようなので。
はい、ええと他に何かございませんか。

―― 質疑・意見なし ――

議　長　　えーないようでしたらですね、お諮りをしたいですが。ええ、採決に入ってかまいませんか。

―――異議なし ―――

議　長　　はい、それでは関係する委員さんがおりますので、[redacted]君に退席いただいて、７番より先に採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

―― 関係委員退席 ――

議　長　　はい、それでは、７番について賛成されます方の挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議　長　　はい、どうも有難うございました。全員賛成です。それでは、[redacted]君に入ってもらってください。

―― 関係委員着席 ――

議　長　　[redacted]君、承認されましたので。
それでは、残りの全ての案件につきまして、ただ今より採決を行いたいと思います。賛成されます方の挙手をお願いします。

――― 全員挙手 ―――

議　長　　はい、全員賛成です。ありがとうございます。
引き続きまして議案第２号、香美市農用地利用集積計画について、諮問でありますが、この説明をお願いいたします。

事務局　　諮問第２号、経営地盤強化促進法、農業地利用集積計画について説明します。
１番、貸付人、[redacted]、[redacted]、借受人は、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町町田字カラホリ３５０番、地目は田、面積は２６１㎡、外１筆、計２筆で、合計９１２㎡、借受人の経営面積は４，４２４㎡、作物は青ネギ、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成２８年５月９日から平成３５年４月３０日、資料は８です。
２番、貸付人、[redacted]、[redacted]、借受人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町宮ノ口字猿辻リ７４３番１、地目は田、面積は６５４㎡、借受人の経営面積は２４，０５２㎡、作物は水稲、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成２８年５月７日から平成３３年５月６日、資料は９です。
３番、貸付人、[redacted]、[redacted]、借受人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町宮ノ口字猿辻リ７４３番２、地目は田、面積は５６１㎡、借受人の経営面積は２４，０５２㎡、作物は水稲、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成２８年５月７日から平成３３年５月６日、資料は１０です。
４番、貸付人、[redacted]、[redacted]、借受人、[redacted]、[redacted]、申請地は土佐山田町影山字桑原１１２番２、地目は田、面積は４０９㎡、借受人の経営面積は１３，４５５㎡、作物は水稲、権利区分は貸借権の設定、期間は平成２８年５月７日から平成３３年５月６日、１０ａ当たり借賃は１１，７３８円で４，８００円、資料は１１、借賃

につきましては、１俵当たり１２，０００円に換算しています。
５番、貸付人、[redacted]、被相続人、[redacted]、相続人、[redacted]、借受人、[redacted]、[redacted]、申請地は香北町谷相字上ノダ２３２４番、地目は田、面積は２５１㎡、外１筆、計２筆で、合計９６１㎡、借受人の経営面積は１，５２９㎡、作物は野菜、権利区分は使用貸借権の設定、期間は平成２８年５月７日から平成３８年５月６日、資料は１２です。
いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　はい、ええ、以上説明が終わりましたので、皆さん方より質疑を受けたいと思います。何かご質問はありませんかね。格段ご質問ありませんか。

―― 質疑なし ――

議　長　はい、ええ、ないようですので、議案第２号、採決に入りたいと思いますがご異議ございませんかね。

――― 異議なし ―――

議　長　はい、それでは議案第２号、香美市農用地利用集積計画について、諮問でありますが原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

――― 全員挙手 ―――

議　長　はい、全員賛成ということですね。ありがとうございました。
続きまして、議案第３号、香美市農業委員会規程の一部の改正についての説明をお願いをしたいと思います。

事務局　議案第３号、規程の改定について説明いたします。香美市農業委員会規程第１号、香美市農業委員会規程（平成１８年香美市農業委員会規程第１号）の一部を次の様に改正する。平成２８年５月６日　香美市農業委員会会長、原　心一。第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条から第１２条までを１条ずつ繰り上げる。附則、この規則は、平成２８年５月７日から施行する。資料は９になります。

議　長　対照表は写真の分の最後の端のページについてますので。

事務局　平成２７年９月４日に農業委員会等に関する法律が公布され、農業委員の選出方法を選挙制から市町村長の選任制に変更されました。それに伴い香美市農業委員会規定の選挙制等に関する部分を削除する必要があり、提案させていただいております。ええ、香美市農業委員会規則第４条の条項は、上位法令にある農業委員会等に関する法律第１０条の条項と同様の内容であることから、第４条の条項を定める必要がないため削除をしております。以上です。

議　長　はい。ええと議案第３号につきまして説明がありましたので、皆さん方にご理解いただけると。何かあの不審な点等でご質問あれば受けたいと思いますが。格段ありませんかね。

―― 質疑・意見なし ――

議　長　格段ないようですので、ええ、議案第３号につきまして、皆さん方より採決を採りたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

―― 全員挙手 ――

議　長　はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええと、以上、そして、ええ、議案第４号にですね、その他の件がありました。ええ、事務局の方から何かありますかね。

事務局　はい、回覧しておりました、平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明します。

―― 事務局・説明 ――

議　長　以上、事務局の方から説明がありましたが、この件について何かご質問はありませんか。

―― 質疑・意見なし ――

議　長　格段無いようですので、平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、原案のとおり賛成されます方の挙手をお願いをいたします。

―― 全員挙手 ――

議　長　はい、どうも有難うございました。全員賛成です。
続きまして、事務局の方から何かありますか。

事務局　その他の件で１件すみません。新しくですね、農業委員さんになられた方及び推進委員さんになられた方で現地調査等の方法について、ちょっとあの解らないっていう、現地の位置であるとかですね、どんな風な形で調査をされゆうかわからないというふうな形での、あの疑問点とかあろうかと思います。あのう、その場合はですね、あのう、ご遠慮なく事務局のほうに連絡をしていただいたら、事務局のほうで会長等と相談いたしましてあの、職員を派遣いたしましてですね、現地調査のほう一緒にさせていただく、ということによって、経験を踏んでいただくという風な形をとりたいと思いますので、あの両支所でも構いませんし、本庁でも構いませんので、あの遠慮なくご連絡をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　長　あの、先ほどのですね、現地調査の中で、一応農地の売買される場合のおおよその価格がわからないか、というようなことでですね、一応、あの、そこにつきましてもですね、一応、あの、過去の例、過去の売買取引した例等を踏まえまして、農業委員会のほうで問い合わせいただければ農業委員さん及び推進委員さんのほうには一定の価格をお教えすることができますので、まっ、それに基づいて、その後何年経っているかとかいった部分含めまして、現地のほうでお話をされる時に、ひとつの参考としていただければと思いますので、そこにつきましてもまた事務局のほうまでご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

事務局　香美市の賃借料情報という１枚の紙をお配りしておりますが、これは毎年ホームページでも皆さんに向けて発信をしている情報になってます。これは利用権設定で水稲だけのものを抜き出して取り出しているものです。件数の少ない年とか多い年とかによって、価格も若干違ってはきてますが、これは平成２７年中に締結されたものの資料ということになっていますので、こちらもどなたでもお渡ししていただいたりとか、ホームページでも見れる情報になってますので、また参

考になさっていただいたらと思います。以上です。

議　　長　　今日は予定をしておった案件は以上ですが、他に何かご意見ありますか。

委員（３番）　　ひとつ、質問。

議　　長　　はい、どうぞ。

委員（３番）　　あの、農業委員の名簿の件ですが、一般に周知するにはどんな方法をとりますか。広報等。

事務局　　広報、６月広報に載ります。ホームページに載ります。ただまあ、住所・電話番号とは載せません。で、あと、申請者は来られます、農業委員さんを教えてほしいと。そういう場合はですね、その、必要な方の、ええ、電話番号を教えております。一覧表は渡してないです。

委員（３番）　　分かりました。

議　　長　　そういう形で構いませんかね。まあ、あの地域の情報というか、逆にですね、ええ、非農地証明が出てきた時なんかにはですね、代書屋さんがまあ尋ねられるそうで、その地区の担当者にはですね、住所等と名前とは教えないと連絡が取れませんので、それはさせていただきます。
　広報の時は、この番号は載せませんか。

事務局　　載せません。

議　　長　　これ、写真は載せるが。

事務局　　写真も載せません。あと、推進委員さんについては地区が載ります。農業委員さんについては地区は載せないようになっています。

議　　長　　他に何かありませんか。何かご質問。えっと、なければ後ですね、予定としては４時から、推進員さんがまだ４時にならないと来ない方がおるかも分かりません。そんな関係でですね、まあ４時までは待たんといかんかな、いう風に思います。すみませんが、そういうことでちょうど時間調整をして、県の方々の説明会については、４時からいうことで。今までやったら、全員が出席をしていただいておりましたので、まあ早目から説明をしていただくという方法もとれたわけですが、推進員さんについては出席を求めていない関係で４時からは県と田中さんが来られて説明があると、４時になってもだれっちゃあこざったらがっかりですけど。
まあ、そういうことですみませんが定例会はこれで終わりたいと思います。４時までちょっと小休憩してください。

閉　会（１５時３８分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議　　長　原心一

署　名　人　公文久郎

署　名　人

三木克司